

日銀の視点

「立秋」が過ぎても猛暑が続いていた8月21日、当事務所が事務局を務める県金融広報委員会の主催で「教員のための金融教育セミナー」が開催された。集まったのは県内の中学校や高校で「金融教育」を担当している約50人の先生方だ。消費者教育・金融教育の第一人者である横浜国立大学の西村隆男名誉教授による講演に続き、「金融教育研究校」として金融教育に力を入れている先生方から、これまでの取り組みについて発表していた。

日銀水戸事務所長 吉田 豊

金融教育に意義と効果

を立てていない生徒が5割を超え、欲しいと思ったものはすぐに買ってしまつ生徒が2割を占めた。ふだん家の人とお金に関する話をするのではない、という生徒は4割弱に上つたそうである。高校では生徒たちは家計や契約、金利など金融分野に関する知識が乏しく、社会参画に対する意識が弱い、という傾向にあることが分かった。「金融に関する正しい知識を身に付け、将来の社会参画に備えた判断力と主体的な行動力を育む」という金融教育の方向感が定まった。

また、先生方の発表からは多岐にわたる教材や機会を通じ、学校を挙げて金融教育に取り組む様子がうかがわれた。金融教育を行う教科として、比較的親和性のある社会科や技術・家庭科にとどまらず、数学（負の数と会計赤字の意味付け）や英語（外国通貨と円の価値の変動）など金融教育とは縁遠いイメージの教科でも実践されていて新鮮な驚きをもって聞き入った。特別活動や校外学習でも金融教育が取り込まれていて各教科の先生方と協力しながら金融教育を作り上げている様子に感銘を受けた。

先の国会で、成年年齢を20歳から18歳に引き下げるなど内容を修正した民法が成立した。法律が施行される2022年4月には18歳となった時点で自らの判断と責任で契約の当事者となり、「社会で生きる力」を備えていることが必要となる。若者が言葉巧みな勧誘やスマートフォンを通じ、金融トラブルに巻き込まれるようなケースを見ると、中学生や高校生がお金に関する知識や判断能力を身に付けることは必須といえる。

家庭において親が子に対し、お金の大切さ、お金の使い方をお金についていくことはもちろん必要であるが、そつしたベースがあった上で、学校でお金に関する幅広い知識や適切な考え方を教わることは大きな意義と効果がある。

今後10月から11月にかけて、県内のいくつかの小中学校と高校では金融教育をテーマとした講演会や公開授業が行われる。先生方が創意と工夫を凝らした授業の展開に、生徒たちがどのように反応し学んでいくのか。参観を今から楽しみにしている。

(第2土曜日掲載)